

意見書（医師記入）

とみやまこども園 園長 殿

入所児童氏名

(該当疾患に☑をお願いします)

平成
令和 年 月 日 生

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）※	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
伝染性膿痂疹（とびひ）	—	病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出ないようにガーゼ等で覆ってあること
溶連菌感染症	—	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
その他（ ）		

◎インフルエンザは出席停止となりますが、健康観察記録表兼インフルエンザ報告書を提出後、登園可能となります。（意見書は必要ありません。）

◎岡山市では、**伝染性膿痂疹（とびひ）**・**溶連菌感染症**も出席停止の感染症となっています。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園・保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をこども園に提出してください。

厚生労働省、文部科学省の基準に基づいて上記の病名をあげていますが、感染予防の対策を最大限にとりたいと思いますので、基準以外にも医師の証明を提出していただく場合もあります。ご理解ご協力をお願いします。